

さち先生の種まき通信



第3号

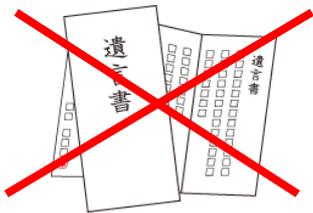
2015年5月発行
発行：さち総合法律事務所

「有効な遺言じゃない？」

いきなり私事で恐縮ですが、先月、祖母が亡くなりました。葬儀などでバタバタしていたこともあり、ニュースレターの発行が遅れてしまったことをお詫び申し上げます。

さて、早速今回のテーマですが、亡くなった祖母のこととも関係するのですが、「遺言」について、お話していきたいと思います。

実は、祖母が亡くなった後、祖母宅の掃除や遺品整理などをしていたところ、収納棚から市販のノートに書かれた「**自筆証書遺言**」が発見されたのです！しかも、法的に「**無効**」な遺言が・・・



市販のノートに書いていたから「**無効**」になったわけではありません。自筆証書遺言を書き遺す対象は、素敵な和紙や便せんでなくてもOK！スーパーの広告の裏紙や普通のレポート用紙に書いても問題ないのです。

では、なぜ、法的に「**無効**」だったかということ、**作成日付が「吉日」となっていた**からです！

「自筆証書遺言」を作成する場合、**その全文、日付及び氏名**を自書（自筆）しなければなりません（民法第968条第1項）。

<参考条文>

○民法第968条

1 自筆証書によって遺言をするには、遺言者が、その全文、日付及び氏名を自書し、これに印を押さなければならない。

2 省略

そして、「吉日」という記載では、作成日付が特定されていない、すなわち、**日付の記載を欠くものとして、法的に「無効」と判断されてしまうのです（昭和54年5月31日最高裁判例）**。亡くなった祖母からすると、青天の霹靂かもしれませんが、一生懸命遺言書を作成したものの、法令や判例に反してしまうと、「**無効**」な遺言という残念な結果となってしまうこともあるのです。



「生前の元気なうちに・・・」

もう一つ、注意しなければならないのが、**認知症などによって判断能力が低下している場合の「遺言」**です。遺言が有効とされるには、**「遺言能力」（具体的に「誰に」「何を」相続させるかを理解できる能力）**が必要となります。そのため、認知症などによって判断能力が低下している時に作成してしまうと、後々、**遺言の有効性をめぐって、相続人間で紛争が生じる**こともあります。遺言書を作成するのなら、早目が一番です。



☆その他のお知らせ☆

6月上旬、「**むち打ち治療のゴットハンドを探せ!**」というタイトルの本が、株式会社現代書林から出版されます。この本の「**法律のプロに聞く**」という章で、インタビュー記事が掲載される予定です。

顧問先の方には、無料で配布させていただきますので、今しばらくお待ちください！

さち先生の最近のぼやき

最近、毎週休みの日に、祖母宅の掃除や遺品整理をしているのですが「物」は、あまり無い方がいいですね・・・
自戒の意味もあり、「断捨離」がマイブームです！



さち総合法律事務所

広島県広島市中区上八丁堀3-12 新興ビル6階

TEL：082-555-8919

FAX：082-555-8918

E-Mail：info@sachi-law.jp

URL：http://sachi-law.jp